

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和七年八月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 国分政勝

一 許可番号

令和七年六月六日

指令川建セ第〇五〇二一一号

二 検査済証番号

令和七年七月二十九日

川建セ第〇七〇〇四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡上里町大字七本木字古新田後二千三百一番十七、二千三百二番三、二千三百四番、二千三百七番一の一部、字古新田二千六百三十九番一、二千六百三十九番三、二千六百四十一番四、字三田三千六百五番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県本庄市見福三丁目十四番十四号
株式会社上里建設 代表取締役 戸矢 大輔